

適格請求書発行事業者 の登録申請データ 作成マニュアル

～ e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))ver. ～



令和7年6月

国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

1 e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用の場合のフローチャート

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請データ」といいます。)の作成・送信等の手順は下図のとおりです。

事前準備

インボイス制度特設サイト

e-Taxホームページ等

マイナンバーカードによるログイン

利用者識別番号の取得

利用者識別番号の紐付け

登録申請データの作成・送信

提出先税務署・作成帳票の選択

氏名・納税地等の入力

事業者区分、免税事業者の確認事項等の選択・入力

事業者区分等の選択・入力

詳細の入力

e-Tax(電子データ)での受領希望の選択

公表申出事項の入力

電子署名の付与・送信

即時通知、受信通知の確認

登録通知データの確認

お知らせメールの確認

登録通知等データの確認

インボイス登録申請手続

2 e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))のご利用に当たって

(1) e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))でできること

e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用の場合、「登録申請データ」の「作成」、「送信」及び「登録通知データ(適格請求書発行事業者として登録後に登録番号や氏名等の公表情報が記載された通知書)の内容確認」(※)等の登録申請に関する手続きをe-Taxで行うことができます。

なお、登録申請データは、画面遷移に従って入力していくことで、自動で入力に必要な項目のみが表示されますので、便利でスピーディーに登録申請データの作成が可能です。

ただし、登録申請データの送信に当たっては、「電子証明書」が必要となりますので、**事前にマイナンバーカードの取得**をお願いします。

※ 登録通知データをe-Taxソフト(WEB版)で確認するためには、登録申請データ作成時に登録通知をe-Tax(電子データ)で受領することを希望する必要があります。

(2) 作成可能手続

e-Taxソフト(WEB版(スマートフォン・タブレット利用))では、以下の手続が作成可能です。

手続名
適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書

(注) 国外事業者の方及び法人の方は、e-Taxソフト(WEB版)をパソコンからご利用ください。

なお、登録申請データの作成・送信と同時に、

- ・ 「消費税課税事業者選択届出書」
- ・ 「消費税簡易課税制度選択届出書」

の作成・送信をお考えの場合、スマートフォン・タブレットからご利用のe-Taxソフト(WEB版)では、作成・送信ができませんので、別途、e-Taxソフト等での作成・送信が必要になることにご注意ください。

(3) 利用可能時間

火曜日～金曜日	24時間
月・土・日・休祝日、休祝日の翌稼働日	8時30分～24時
12月29日～1月3日	休止

詳細は、「[e-Taxの運転状況・利用可能時間](#)」をご確認ください。

(4) 推奨環境

スマートフォン・タブレットからe-Taxソフト(WEB版)をご利用する場合は、「[利用環境の確認](#)」をご確認ください。端末によっては、一部動作に制約がある場合や、正しく動作しない可能性があります。特に画面の描画崩れは一部の機種で発生する場合があります。

また、ご利用の端末のOSバージョン、ブラウザ等の確認方法は機種により操作が異なりますので、各メーカーへお問い合わせください。

詳細は、「[利用環境の確認](#)」をご確認ください。

(5) ご利用に当たっての注意事項

- ① ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンを使用すると、入力内容が消えてしまうおそれがありますので、ブラウザのボタンは使用せず、必ず画面内のボタン、リンクをご使用ください。
- ② ログアウトを行わずにタブ(ブラウザ)を閉じる(ブラウザの×をタップする。)と、再度ログインしようとした際に、二重ログインエラーが表示されログインできなくなる場合があります。そのため、操作を終了する場合は、必ず画面上の「ログアウト」ボタンをタップしてください。

3 事前準備

国税庁 特設サイト **インボイス制度**

説明会・パンフレット・Q&A・相談窓口の連絡先等をご案内しています。

インボイス制度 国税庁 **公表サイト**

インボイスに記載されている登録番号の確認はこちら

請求書

制度の概要、税制改正、各種リーフレット

アーカイブ動画はこちら

インボイス制度等の説明会等

登録を受けるか
ご検討中の方へ
新規開業者向け特設ページ

申請手続

お問合せが多い質問等随時更新

登録通知書確認マニュアル
(e-Tax で申請した方)
登録通知書がどこにあるかわからない方はコチラ

確定申告

2割特例

YouTube 国税庁動画チャンネル

- ① 国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」(※)の「[申請手続](#)」をクリックします。

※ 「[インボイス制度特設サイト](#)」には、上記のほか、インボイス制度の概要、説明会の案内及びFAQ等を掲載しています。

申請手続

適格請求書（インボイス）を交付するためには、納税地を所轄する税務署長に**登録申請を行う必要があります**

登録申請は…

e-Taxソフト（WEB版）による申請はこちら！

Click!

個人の方は[こちら](#)

Click!

法人の方は[こちら](#)

※ スマホ・タブレットから「e-Taxソフト（WEB版）」をご利用いただけるのは国内の個人事業者の方に限ります

- ②「[個人の方はこちら](#)」をクリック

※ e-Tax（WEB版）をスマートフォン・タブレットでご利用の方は、国内の個人事業者に限ります。

P 6 以降の画面操作におけるお問い合わせについては、次の窓口で受け付けています。

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

- [e-Tax・作成コーナーヘルプデスク](#)

電話番号 0570-01-5901（ナビダイヤル（有料））

受付時間 9:00～17:00（土日祝及び年末年始を除く。）

<マイナンバーカードに関するお問い合わせ>

- [マイナンバー総合フリーダイヤル](#)

電話番号 0120-95-0178（無料）

受付時間 平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30

（年末年始除く。）

e-Tax

個人ログイン

以下のいずれかの方法でログインできます。

マイナポータル経由

マイナナンバーカード・スマホ用電子証明書

利用者識別番号

マイナポータル経由

「確定申告」はマイナポータルからのログインが便利です。
マイナポータルから情報を取得して確定申告書等を作成できます。

マイナポータルからの情報取得とは？

マイナポータルへ

マイナナンバーカード・スマホ用電子証明書

ログイン

タブレット端末の方はこちら

利用者識別番号

必須

利用者識別番号

0/16

必須

パスワード

ログイン

利用者識別番号やパスワードをお忘れの場合

秘密の質問によるパスワード再設定

※税理士の方が代理送信を行う場合は利用者識別番号でログインしてください。

初めての方はアカウント作成

法人ログインへ

e-Taxから発行された納税証明書(拡張子「.xml」)の表示

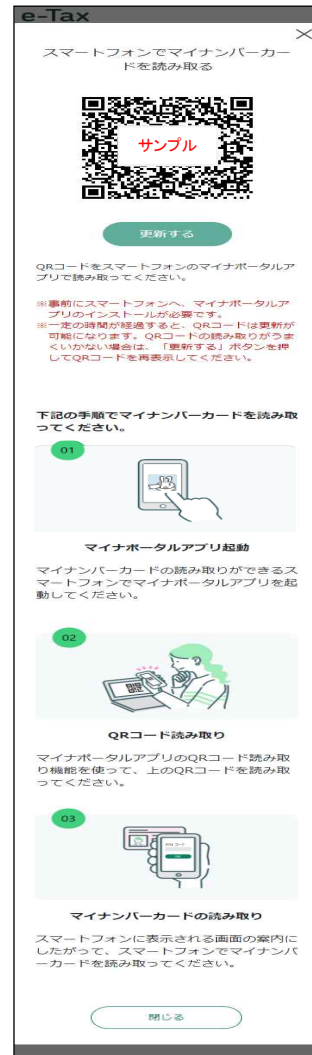
画面番号：LA01

ページ上部へ

利用規約 | 推奨環境

Copyright. © NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.
国税庁

(参考) マイナポータルのインストール



(参考) ルート証明書のインストール

e-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用の場合、トップ画面遷移時に以下のセキュリティ警告が表示される場合がありますが、その際には、[e-Taxホームページ](#)から[ルート証明書をインストール](#)してください。

<表示されるセキュリティ警告>

Android端末の場合



iPhoneの場合



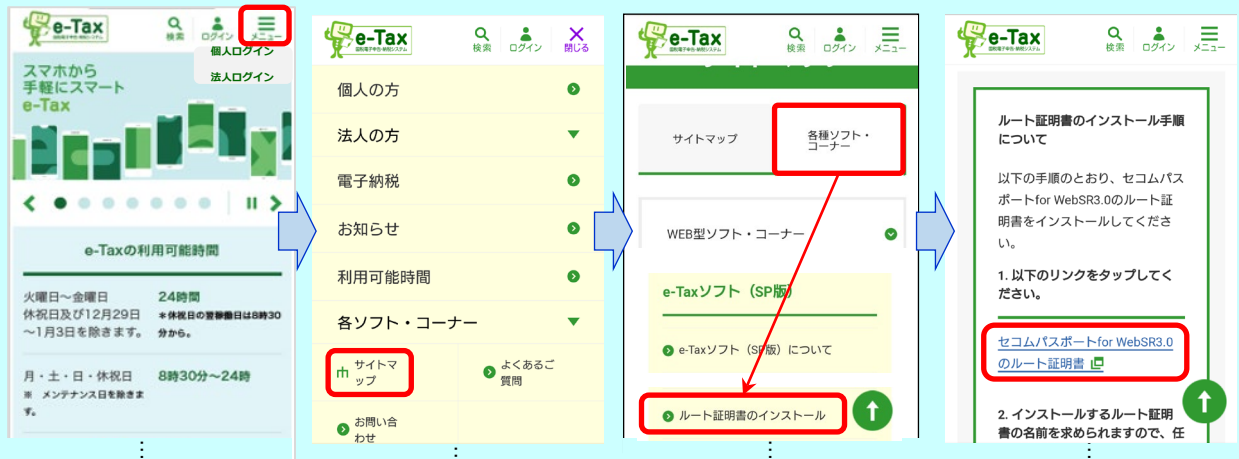
<対応方法>

e-Taxホームページ右上の「メニュー」をタップします。

[サイトマップ]をタップします。

[各種ソフト・コーナー]から[ルート証明書のインストール]をタップします。

表示された画面案内に従い、インストールを実施してください。



※ ルート証明書のインストール 後もセキュリティ警告が表示が継続する場合がありますので、その場合は端末の再起動を実施してください。

×

スマホでログイン

→

マイナンバーカードの
利用者証明用電子証明書
のパスワードを入力してください

....|

👁

次へ

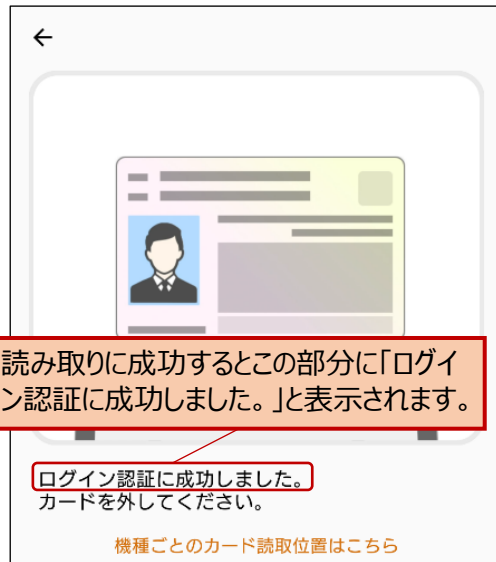
🔍 利用者証明用電子証明書のパスワードとは

(ここからの画面はマイナポータルが自動で起動します。)

④ パスワード入力画面が表示されます。

[マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード](4桁)を入力し、[次へ]をタップします。

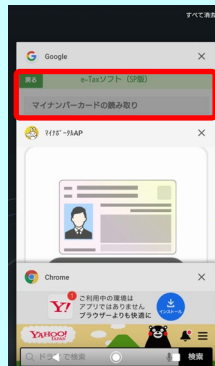
パスワードを入力することで[次へ]が選択可能となります。



- ⑤ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。
- マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) 1 自動でe-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らない場合

e-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らず、別画面が表示された場合、その際は、ブラウザの一覧を表示し、e-Taxソフト(WEB版)を選択してください(画面はAndroid端末です)。



(参考) 2 過去にマイナンバーカード方式について登録済の場合

利用者情報の登録が完了している方 ⇒ [⑮の画面](#)から確認ください。
(⑥～⑭の画面には表示されません。)

(ここから、e-Taxソフト(WEB版)の画面に自動で戻ります。)

⑥ マイナンバーカード方式を利用開始するための画面が表示されます。

「初めてe-Taxをご利用される方」の[マイナンバーカードの読み取り]をタップします。

(参考) 既に利用者識別番号をお持ちの場合

利用者識別番号及びパスワードを入力し、[マイナンバーカード情報の確認へ]をタップします。

(注) 既に利用識別番号をお持ちの方が新たに利用者識別番号を取得すると、以前使用していた利用者識別番号は利用できなくなります(⑫の画面)にも記載あり。)

⑦ マイナンバーカード情報の確認画面が表示されます。

マイナンバーカードの入力方法について、「入力方法の選択」の「マイナンバーカードから読み取る」又は「直接入力する」のいずれかを選択してください。

「マイナンバーカードから読み取る」を選択した場合は、「読み取り方法」の「この端末を利用」又は「QRコードを表示」のいずれかを選択し、[次へ]をタップします。

例では、「入力方法の選択」を[マイナンバーカードから読み取る]、「読み取り方法」は[この端末を利用]を選択しています。

(参考) [直接入力]を選択した場合

マイナンバーカード情報の入力画面が表示されますので、各項目を入力してください。

(ここからの画面はマイナポータルが自動で起動します。)

- ⑧ パスワード入力画面が表示されます。
[マイナンバーカードの券面事項入力補助用のパスワード](4桁)を入力し、[次へ]をタップします。

パスワードを入力することで[次へ]が選択可能となります。

- ⑨ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「券面情報の入力支援が完了しました。」と表示されます。
マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) 自動でe-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らない場合

e-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らず、別画面が表示された場合、その際、ブラウザの一覧を表示し、e-Taxソフト(WEB版)を選択してください。

(このあと、e-Taxソフト(WEB版)の画面に自動で戻ります。)

- ⑩ マイナンバーカード情報が反映されます。
表示された内容をご確認のうえ、[次へ]をタップします。

e-Tax よくある質問

利用者情報登録

利用者情報登録 内容確認 登録完了

納税者本人の氏名や生年月日等の情報を入力して、「内容確認する」ボタンを押してください。

ご利用者情報

必須 姓（漢字）
 国税 2/29

必須 名（漢字）
 太郎 2/29

必須 姓（フリガナ）
 コケセイ 4/59

必須 名（フリガナ）
 タロウ 3/59

必須 生年月日
 1980 年
 1 月 1 日

性別
☒ 男性 ☐ 女性

電話番号
 例) 080 - 例) 1111 - 例) 2222

メールアドレス
 例) taro.kokuzei@nta.go.jp 0/128

確認のため、上記と同じメールアドレスを再度入力してください。
 例) taro.kokuzei@nta.go.jp 0/128

お知らせメールへ表示する宛名
 例) 国税太郎 0/30

必須 職業（事業内容）
 例) ○○小売業 0/20

納税地情報

「郵便番号から住所入力」を押すと自動的に提出先税務署が選択されます。

住所

郵便番号
 100 - 0013 郵便番号から住所入力
 3/3 4/4

必須 都道府県
 東京都

必須 市区町村
 千代田区霞が関 7/50

必須 丁目番地等
 3-1-1 5/50

建物名・号室
 例) 財務ビル201 0/50

⑪ 利用者情報の詳細を入力する画面が表示されます。

⑩で入力した事項以外を入力し、[内容確認する]をタップします。

「必須」箇所に入力がないと次画面に進みません。

(参考) 税務署からのお知らせ等を受信するメールアドレスを登録できます。お知らせメールに表示する宛名を登録(この場合、登録したメールアドレスへ宛名を登録したことをお知らせするメールが送信されます。)することもできます。

<メールアドレス等を登録すると…?>

税務署から登録通知データを送信した時点で登録したメールアドレスにお知らせメールが送信されますので、すぐに内容を確認することができます(送信されるお知らせメールのイメージは、[P.29](#)を参照。)

(前画面からの続き)

⋮

事業所などの所在地

税務署へ事業所などを納税地として届け出ている方は入力してください。

☐ 左のチェックボックスにチェックすると事業所の所在地が入力できます。

提出先税務署

必須 都道府県

選択してください

必須 税務署

選択してください

納税用確認番号などについて

必須 納税用確認番号

例) 123456 0/6

必須 納税用力ナ氏名・名称

例) コクセイタロウ 0/24

利用者識別番号の通知希望

利用者登録を完了すると「利用者識別番号」が発行されます。
電子納税などを予定されている方は、利用者識別番号が必要になるケースがあります。
必要ない方は、チェックを外してください。

☒ 利用者識別番号の通知を希望する

未完了項目が 個あります
ここを押すと最初の未完了項目に移動します。

内容確認する

< 戻る

各項目にヘルプを設けていますので、不明点はその都度、確認することができます。

利用者識別番号の通知を希望しない場合は☐を外します。

(参考) 利用者識別番号について

「マイナンバーカードによるログイン」は、利用者識別番号の入力は不要ですが、電子納税や税理士への依頼等を予定している場合は、利用者識別番号が必要になりますので、通知を希望することをお勧めします。

既に利用者識別番号を取得されている方へ

新たにマイナンバーカード方式の利用開始手続きを行った方は、今までの利用者識別番号はご利用できなくなりますので、申告書等の送信結果をお知らせしている「メッセージボックス」の内容確認等もできなくなります。

⋮

後日、税務署から利用者識別番号等の通知書を郵送いたします（提出期限が間近の場合は、書面による申告書等の提出をご検討ください。）。

※ このメッセージは確認のため、すべての方に表示しています。

OK

⑫ 利用者識別番号を新たに発行することについての注意メッセージが表示されます。

内容をご確認のうえ、[OK]をタップします。

既にe-Taxを利用している場合には、従来利用していた利用者識別番号に係る情報の確認が行えなくなるため注意が必要です。

※ 過去に利用者識別番号を取得しただけであれば新たに取得したとしても特段の問題は生じません。

e-Tax
よくある質問

内容確認

利用者情報

内容確認

登録完了

提出先税務署をはじめ、入力内容を確認いただき、間違いがなければ、「送信する」ボタンを押してください。
内容を変更する場合は、「戻る」ボタンを押してください。
※納税用確認番号は大切に保管してください。印刷、保存をお勧めします。

ご利用者情報

氏名（漢字）

国税 太郎

氏名（フリガナ）

コクセイタロウ

生年月日

昭和55年1月1日

性別

男性

電話番号

03-3581-4161

メールアドレス

shinseisya@nta.go.jp

お知らせメールへ表示する宛名

国税 太郎

職業（事業内容）

小売業

- ⑬ 入力内容を確認する画面が表示されます。
内容に誤りがなければ、[送信する]をタップします。
（修正すべき内容があれば、[戻る]をタップして修正を行います。）

（左画面の続き）

納税地情報

住所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

事業所などの所在地

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

提出先税務署

〒100-0013 東京都 麹町税務署

納税用確認番号などについて

納税用確認番号

123456

納税用力ナ氏名・名称

コクセイ タロウ

利用者識別番号の通知希望

利用者識別番号の通知を希望する

送信する

戻る

e-Tax よくある質問

利用者情報登録

利用者情報 内容確認 登録完了

利用者識別番号等の通知

送信された内容を受け付けました。

受付番号：
20220412120821350959
提出年月日：令和4年4月12日
提出先：麹町税務署
国税 太郎 様

e-Taxへはマイナンバーカード又はスマホ用電子証明書でログインすることで利用者識別番号の入力が省略できます。

※電子納税や税理士への依頼などを予定されている方については、利用者識別番号が必要になる場合がありますので、必要に応じて画面をスクリーンショット等で保存してください。

利用者識別番号 ?

9999 8888 7777 6666

！ 注意事項

※利用者識別番号はe-Taxの「マイページ」の「基本情報」から、いつでも確認することができます。

次へ >

- ⑭ 送信された内容が表示されます。
[次へ]をタップします。

(参考) 利用者識別番号について
必要に応じてこの画面をスクリーンショット等で保存してください。

≡ e-Tax ログアウト

国税太郎 様 ログイン中

申告・申請・納付

 **確定申告を行う**

所得税、贈与税、個人消費税等の申告書を作成できます

 **申請・納付を行う**

源泉所得税、法定調書等の申請及び納税証明書の交付請求を行うことができます

- ⑮ メインメニューが表示されます。
[申請・納付を行う]をタップします。

戻る 申請・納税

作成する手続を選択してください。
以下の手続以外の作成はPCサイトからご利用いただけます。

納付情報を登録する

納付情報登録依頼

納税証明書の交付請求を行う

納税証明書の交付請求（署名省略分）

⋮

振替納税の申込みを行う

口座振替依頼書（申告所得税及び復興特別所得税）

口座振替依頼書（消費税及び地方消費税）

インボイス制度の申請・届出等を行う

登録申請（国内事業者用）（令和3年10月1日～…）

登録簿の登録事項変更届出（令和3年10月1日～…）

公表事項の公表（変更）申出

- ⑯ 作成する手続を選択する画面が表示されます。
[登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)]をタップします。

戻る インボイス制度の申請・届出等を行う

適格請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)を作成することができます。

提出先税務署の選択

登録申請書の作成

公表申出書の作成

⋮

※ 提出先税務署および内容の作成を実施後、「次へ」をタップし次の画面で「送信」を行ってください。

次へ

- ⑰ 作成帳票を選択する画面が表示されます。
[提出先税務署の選択]をタップします。

提出先税務署等選択

提出先の税務署等を選択してください。

☒ 税務署へ提出

都道府県を選択してから税務署を選択してください。

東京都

麴町

⋮

[提出先の税務署等はこちらからご確認ください。](#)

OK

キャンセル

- ⑱ 提出先税務署を選択する画面が表示されます。
表示された提出先税務署に誤りがなければ、
[OK]をタップします。

利用者情報が初期表示
されます。

戻る インボイス制度の申請・届出等を行う

適格請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)を作成することができます。

提出先税務署の選択 **済**

登録申請書の作成

公表申出書の作成

⋮

※提出先税務署および内容の作成を実施後、「次へ」をタップし次の画面で「送信」を行ってください。

次へ

- ①⑨ ①⑦の画面に戻ります。
[登録申請書の作成]をタップします。

提出先税務署の選択が完了したため、[済]と表示されます。

申請書の作成

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする個人事業者の氏名等を入力します。

「氏名」を入力してください。
入力した「氏名」が国税庁ホームページで公表されます。

■氏名(フリガナ) (全角カタカナ500文字以内)

コクゼイ タロウ

※氏名の間には全角スペースを入力してください。

■氏名 **【公表項目】** (全角200文字以内)

国税 太郎

※氏名の間には全角スペースを入力してください。

※常用漢字等を使用して公表しますので、入力した文字と公表される文字とが異なる場合があります。?

次へ

キャンセル

- ②⑩ 「氏名」の入力画面が表示されます。
「氏名(フリガナ)」及び「氏名【公表項目】」に表示された内容をご確認のうえ、誤りがなければ、[次へ]をタップします。

利用者情報が初期表示されます。

公表項目は、**赤字**で明示されます。

戻る
申請書の作成

「納税地」を入力してください。?

※個人事業者の「納税地」や「住所又は居所」は公表されません。

■郵便番号（半角数字）

100
0013
郵便番号から検索

■納税地（フリガナ）（全角カタカナ200文字以内）

トウキョウトチヨダクカスミガセキ3-1-1

■納税地（全角100文字以内）

東京都千代田区霞が関3-1-1

■電話番号（半角数字）

03
3581
4161

「納税地」と「住所又は居所」は同じ場所ですか。

はい

次へ

キャンセル

利用者情報が初期表示されます。

② 納税地を入力する画面が表示されます。

利用者情報で登録した情報以外の「納税地(フリガナ)を入力し、「『納税地』と『住所又は居所』は同じ場所ですか。」を[はい]を選択し、[次へ]をタップします。

(参考) [いいえ]を選択する場合

別画面で「住所又は居所」の入力画面が表示されますので、各項目を入力してください(初期値は空欄。)

戻る
申請書の作成

「住所又は居所」を入力してください。

※個人事業者の「納税地」や「住所又は居所」は公表されません。

■郵便番号（半角数字）

(例)100
(例)8978
郵便番号から検索

■住所又は居所（フリガナ）（全角カタカナ500文字以内）

(例)トウキョウトチヨダクカスミガセ

■住所又は居所（全角300文字以内）

(例)東京都千代田区霞が関3丁目1番

■電話番号（半角数字）

(例)03
(例)1234
(例)5678

次へ

キャンセル

4 登録申請データの作成・送信（事業者区分が「**新規事業者**」の場合）

次の個人事業者がe-Taxソフト(WEB版)をスマートフォン・タブレットからご利用して、登録申請データの作成・送信を行うこととした場合の画面遷移は次のとおりとなります。

マイナンバーカード	: 取得済み
e-Taxの利用	: 初めて利用する
氏 名	: 国税 太郎(コクセイ タロウ)
生年月日	: 昭和55年1月1日
住 所	: 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
事業内容	: 小売業
電話番号	: 03-3581-4161
事業者区分	: <u>新規事業者（課税期間の初日から登録を受けようとする事業者）</u>
消費税法違反	: 該当なし
相続による事業の承継	: 該当なし
登録通知	: e-Tax(電子データ)による受け取りを希望
納税管理人	: 定めていない

戻る 申請書の作成

新たに事業を開始した個人事業者に該当しますか？

はい

次へ

キャンセル

- ② 新たに事業を開始した個人事業者かどうかを選択する画面が表示されます。
新規事業者に該当するため [はい] を選択し、[次へ] をタップします。

戻る 申請書の作成

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を希望する場合は「はい」を選択してください。?

※新たに事業を開始した後、その課税期間の末日までに登録申請書を提出する必要があります。

提出できない場合、「いいえ」を選択してください。

はい

次へ

キャンセル

戻る 申請書の作成

登録を受ける課税期間の初日を入力してください。

■ 課税期間の初日

選択 (元号) 選択 (年) 選択 (月) 選択 (日)

次へ

キャンセル

② 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を希望する場合ですので、[はい]を選択の上、[次へ]をタップし、次画面で課税期間の初日を入力します。

課税期間の初日が入力できましたら、[次へ]をタップしてください（[24](#)の画面へ遷移します。）。

課税期間の初日については、新規開業をした**個人事業者の場合は、原則、新たに事業を開始した年の1月1日**を入力します。

（開業日又は提出日を入力しないでください。）

※ **新たに事業を開始した年の1月1日**が登録年月日となりますが、開業日まで取引が無い場合は、消費税申告においては開業日以降の取引が対象となります。

（参考）課税期間の初日から登録を希望するで[いいえ]を選択する場合

戻る 申請書の作成

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を希望する場合は「はい」を選択してください。?

※新たに事業を開始した後、その課税期間の末日までに登録申請書を提出する必要があります。

提出できない場合、「いいえ」を選択してください。

いいえ

次へ

キャンセル

課税期間の初日を希望しないため、[いいえ]を選択の上、[次へ]をタップします。

(参考) 課税期間の初日から登録を希望するで「いいえ」を選択する場合

[いいえ]を選択した場合

以下の区分に基づいて、「はい」もしくは「いいえ」を選択して「次へ」をタップしてください。

【新規開業等をした事業者の区分】

「はい」を選択する事業者

・課税期間の初日から課税事業者を選択する「消費税課税事業者選択届出書」を既に提出しているなど、課税期間の初日から課税事業者になっているものの、同日に遡って登録を受けない方となりますので「はい」を選択してください。

「いいえ」を選択する事業者

上記に該当しない事業者は初日から登録を受けない免税事業者となりますので「いいえ」を選択してください。

「はい」を選択した場合は②の画面へ遷移します。

「いいえ」を選択した場合は以下のとおり

免税事業者が登録を受けることにより、発生する義務などの確認事項が表示されます。

確認後、確認欄に☑し、[次へ]をタップします。

- ・消費税の申告を行う必要がある
- ・申告は登録日を含む課税期間から必要
- ・適格請求書発行事業者となった場合に免税事業者の規定の適用はないこと

の旨の説明が表示されています(全てチェックしないと次画面に遷移できません。)

翌課税期間の初日から登録を希望するか等の確認画面が表示されます。

「はい」を選択する事業者の要件が記載されているため、当該要件に該当する場合は「はい」を選択し、[次へ]をタップします。

当該要件に該当しない場合は「いいえ」を選択し、[次へ]をタップします。

「はい」を選択した場合は、以下のとおり

「いいえ」を選択した場合P21を参照してください。

(参考) 課税期間の初日から登録を希望するで[いいえ]を選択する場合

前スライドにおいて
[はい]を選択した場合

[はい]を選択した場合

[はい]を選択した場合

翌課税期間の初日から登録を希望するか等の確認画面が表示されます。

希望する場合は「はい」を選択し、[次へ]をタップします。

希望しない場合は「いいえ」を選択し、[次へ]をタップします。

「はい」を選択した場合は、以下のとおり「いいえ」を選択した場合は、[24](#)の画面へ遷移します。

翌課税期間の初日から起算して15日前の日等の確認画面が表示されます。

希望する場合は15日前の日までに提出する場合は「はい」を選択し、[次へ]をタップします。

15日前の日までに提出できない場合は「いいえ」を選択し、[次へ]をタップします。

「はい」を選択した場合は、以下のとおり「いいえ」を選択した場合は、[24](#)の画面へ遷移します。

翌課税期間の初日から登録を行う場合は、左記の画面において入力し、[次へ]をタップします（[24](#)の画面へ遷移します。）。

課税期間の初日については、新規開業をした個人事業者の場合は、原則、**新たに事業を開始した年の1月1日**を入力します。

（開業日又は提出日を入力しないでください。）

(参考) [いいえ]を選択する場合

戻る 申請書の作成

1～3をご確認のうえ、以下の項目を入力してください。?

※ 登録を受けることで、課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。

消費税の申告は原則として登録日を含む課税期間分が必要となります。

※ 登録希望日が令和5年10月1日を含まない課税期間の場合、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません

1 登録希望日は、提出日から15日以降の日を入力してください。

2 登録希望日を含む課税期間の基準期間が終了している必要があります。

3 登録希望日を含む課税期間が免税事業者である必要があります。

(下にスクロール)

■登録希望日?

令和 6年
1月 9日

次へ

キャンセル

▲ページ先頭へ

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

登録希望日の入力画面が表示されます。

登録希望日を入力し、[次へ]をタップします。

※ 登録希望日は提出日から15日以降の日を入力してください。

戻る 申請書の作成

以下の項目を入力してください。

※登録を受けることで、課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。

消費税の申告は原則として登録日を含む課税期間分が必要となります。?

■個人番号（半角数字）

9012 - 5678 - 1234

■生年月日

昭和 55年
1月 1日

■事業内容（全角40文字以内）

小売業

利用者情報が初期表示されます。

免税事業者が申請する際に入力が必要な画面が表示されます。

表示された「生年月日」を確認し、[個人番号]及び[事業内容]を入力し、[次へ]をタップします（24の画面へ遷移します。）。

(お願い) 個人番号の入力について

免税事業者の方は、個人番号の入力が必要ですので、入力漏れがないようご注意ください(入力がない場合は登録申請データの処理に時間を要することもあります。)

戻る 申請書の作成

納税管理人を定める必要のない事業者ですか。

はい（定める必要がない）

次へ

キャンセル

②④ 納税管理人を定める必要のない事業者か
の確認画面が表示されます。

**納税管理人を定める必要がない場合は、
[はい]を選択して、[次へ]をタップします。**

【[いいえ（定める必要がある）]を選択する場合】
今後出国するなど、国内に住所を有しないこと
になる場合に選択してください。

(参考) [いいえ（定める必要がある）]を選択する場合

納税管理人の届出をしているかの確認画面が表示されますので、届出をしている場合は、「消費税納税管理人届出書の提出日」を入力します。

※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

戻る 申請書の作成

納税管理人の届出をしていますか。

はい（届出をしている）

消費税納税管理人届出書の提出日を入力してください。

■消費税納税管理人届出書の提出日

令和 選択（年） 選択（月） 選択（日）

次へ

キャンセル

戻る 申請書の作成

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありませんか。

はい（刑に処せられたことがない）

刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していますか。

選択してください

次へ

キャンセル

②⑤ 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられた
ことがあるかどうかの確認画面が表示されます。

[はい]を選択して、[次へ]をタップします。

-[いいえ]を選択した場合には、刑の執行が終わる、若しくは、
執行を受けることがなくなって2年を経過しているかどうかの確
認メッセージが表示されます。

**この画面における選択がいずれも[いいえ]となった場合、
送信された登録申請は拒否されることがあります**

戻る 申請書の作成

令和5年10月1日以降、相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しましたか。?

いいえ（承継していません）

次へ

キャンセル

②⑥ 「適格請求書発行事業者の事業承継」についての確認画面が表示されます。

相続により事業を承継していないため、[いいえ]を選択して、[次へ]をタップします

○ 適格請求書発行事業者の死亡届出書に関する事項の入力

戻る 申請書の作成

適格請求書発行事業者の死亡届出書の事項を入力してください。?

■提出年月日

選択（元号） 選択（年） 選択（月） 選択（日）

■提出先税務署

選択（都道府県） 選択（提出先税務署）

[提出先の税務署等はここからご確認ください。](#)

（参考） [はい]を選択した場合、別画面で「適格請求書発行事業者の死亡届出書」及び「被相続人」の詳細を入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。

○ 被相続人に関する事項の入力

戻る 申請書の作成

被相続人の事項を入力してください。?

■死亡年月日

選択（元号） 選択（年） 選択（月） 選択（日）

■郵便番号（半角数字）

{例}100 {例}8978 郵便番号から検索

■納税地（フリガナ）（全角カタカナ200文字以内）

■納税地（全角100文字以内）

■氏名（フリガナ）（全角カタカナ60文字以内）

※氏名の間には全角スペースを入力してください。

■氏名（全角30文字以内）

※氏名の間には全角スペースを入力してください。

■登録番号（半角数字）

T 1桁 4桁 4桁 4桁

戻る 申請書の作成

参考として記載すべき事項があれば入力してください。
(記載する事項がない場合は空欄のままとしてください。)
(全角170文字以内)

次へ

キャンセル

- ② 「その他事項の入力」画面が表示されます。
参考として入力すべき事項があれば、入力した上で[次へ]をタップします。
なければ空欄のまま、[次へ]をタップします。

戻る 申請書の作成

税務署による審査を経て、登録がされた場合、登録通知書により登録番号などの通知が行われます。
登録通知書は紛失防止等の観点からe-Tax (電子データ)で受け取ることをお勧めしております(受け取った登録通知書の電子データを印刷することも可能です)。
なお、e-Taxで受け取った登録通知書を確認する際に、マイナンバーカード等の電子認証は不要です。

e-Taxで受け取ることを希望しますか。?

希望する

次へ

キャンセル

- ②⑧ 登録通知データの受領方法について電子データで受け取るかどうかの希望の確認画面が表示されます。
[希望する]を選択し、[次へ]をタップします。

- ②⑨ 登録申請書の作成完了画面が表示されます。
[作成完了]をタップします。

(参考) [公表申出書を作成する]を選択した場合

「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」などを入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。

戻る **インボイス制度の申請・届出等を行う** **メニュー**

適格請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)を作成することができます。

提出先税務署 **済** **>**

登録申請書の作成 **済** **>**

公表申出書の作成 **>**

※この申請書及び申出書に添付する書類は、原則としてありません。

※提出先税務署および内容の作成を実施後、「次へ」をタップし次の画面で「送信」を行ってください。

次へ

③⑩ ⑬の画面に戻ります。

「次へ」が選択可能となっているため、「次へ」をタップします。

作成が完了すると、「済」と表示され、「次へ」及び「公表申出書の作成」が選択可能となります。公表申出書の作成を同時に行った場合は、「公表申出作成」部分も同じく「済」と表示されます。

戻る **送信** **メニュー**

以下の手続を受付システムへ送信します。

入力内容

手続名称	適格請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)
氏名又は名称	国税太郎
適格請求書発行事業者の登録名称	国税 太郎
個人番号又は法人番号	
提出先税務署等	麹町税務署
提出年月日	令和6年1月4日

電子署名

電子署名とは

電子署名件数 0件

電子署名の付与

電子署名の削除

⋮

③⑪ 送信を行うための画面が表示されます。

[電子署名の付与]をタップします。

戻る **電子署名の付与**

マイナンバーカードの読み取り

マイナンバーカードを読み取ることで、電子署名の付与が可能となります。

マイナンバーカードの読み取り

タブレット端末の方はこちら

マイナポータルAPのインストールがお済みでない方は、以下のリンクよりインストールしてください。

③⑫ マイナンバーカードの読み取り画面が表示されます。

[マイナンバーカードの読み取り]をタップします。

(参考) タブレット端末をご利用の場合

タブレット端末をご利用の場合は[こちら]をタップすることで、2次元バーコードが表示されます。

(ここからの画面はマイナポータルが自動で起動します。)

- ③ 署名用電子証明書のパスワードを入力するための画面が表示されます。

[署名用電子証明書のパスワード](英数字6～16桁)を入力し[次へ]をタップします。

パスワードを入力することで[次へ]が選択可能となります。

- ④ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。

マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) 自動でe-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らない場合

e-Taxソフト(WEB版)の画面に戻らず、別画面が表示された場合、その際、ブラウザの一覧を表示し、e-Taxソフト(WEB版)を選択してください(④参考1参照)。

(ここから、e-Taxソフト(WEB版)の画面に自動で戻ります。)

- ⑤ ③の画面に戻ります。

「送信」が選択可能となるため、[送信]をタップします。

電子署名件数が「0件」から「1件」に変わります。

即時通知

送信が完了しました。

送信した以下の申告・申請データは現在審査中です。

※この即時通知は再表示できませんので、必要に応じて、メールへ転送してください。

受付内容

利用者識別番号	9999888877776666
受付日時	2024/01/04 23:59:59
受付ファイル名	適格請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用) (令和5年10月1日～令和12年9月29日) .xlsx
受付番号	20240104235959140948
エラー情報	

審査の結果、正常に受付られない場合があります。

必ず「受信通知の確認」をタップして、申告・申請データの送信結果をご確認ください。

メールへ転送

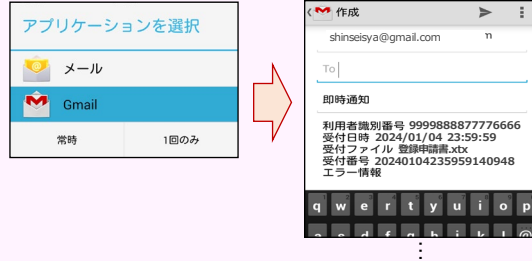
受信通知の確認

メインメニュー

- ③⑥ 送信が完了すると、即時通知が表示されます。
- 即時通知は、登録申請データの審査を行っている段階であるため、[受信通知の確認]をタップします。

(参考) 即時通知のメール転送

即時通知の画面は再表示ができないため、メールへ転送して保存しておくことをお勧めします(以下の画面は表示例です。)



- ③⑦ 「受信通知」が確認できれば、登録申請データの作成・送信が完了となります。

e-Tax

受信通知

通知内容

送信されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先

税務署

利用者識別番号

9999888877776666

氏名または名称

国税太郎

受付番号

20240104235959140948

受付日時

2024/1/4 23:59:59

種目

適格請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)

各種手続・サービス

電子申請等証明書交付請求

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。

証明書に記載される交付日付は申告データを提出した日付となります。

なお、「保存する (XML形式)」ボタンからは、通知内容の「保存する (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

交付請求画面へ

保存する (XML形式)

～ 登録通知データの確認 ～

登録したメールアドレスに登録通知データが格納されたことをお知らせするメールが送信されます。
登録通知データの確認方法は、「[登録に係る登録通知データ確認マニュアル](#)」をご確認ください。

(件名)

税務署からのお知らせ(国税 太郎様)【適格請求書発行事業者の登録申請に関するお知らせ】

(メール文章)

国税 太郎様

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。
ご提出された適格請求書発行事業者の登録申請について、処理状況をご連絡します。

e-Taxの利用可能時間内に、e-Taxホームページからログインの上、「通知書等一覧」よりご確認ください。

○ 注意事項

・e-Taxの利用可能時間は、e-Taxホームページでご確認ください。

※ 本メールは、e-Tax(国税電子申告・納税システム)にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。

なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元: 国税庁

Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.
